平成２８年（フ）第１６６号
岡山県井原市下出部町208番地１　マーベラスＮ201号室
債務者　林田多津彦
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
埼玉県越谷市大字南荻島3745番地１　レオパレスフローラヴィラ108
債務者　野田　　勉
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
埼玉県吉川市美南１丁目２番地２　リブリ・ＳＡＫＵＲＡ　15　106号室
債務者　堀内精一郎
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
千葉県大網白里市駒込1197番地１　エレガンスイン202号室
債務者　山本　　宏
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
千葉県銚子市新生町１丁目45番地の14
債務者　髙品　道男
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８号
新潟県長岡市天神町152番地27
債務者　上野　実香
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
新潟県小千谷市片貝町5215番地　本田悟方
債務者　平山　妙子
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
新潟県長岡市三ツ郷屋２丁目４番地８　ハイツいからし東６号室、申立時の住所新潟県長岡市小島谷3171番地３
債務者　小林　章浩
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
新潟県長岡市脇野町2174番地
債務者　髙橋　　守
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７４０号
大阪府羽曳野市島泉９丁目７番１号
債務者　東　　銀士
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９８０号
大阪府東大阪市長田２丁目10番24号
債務者　馬場　賢一
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３３号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番35号　レオ住之江公園　804
債務者　野々村由美
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１６号
大阪府大東市三箇５丁目６番10号　ハイツリバーサイド212号
債務者　八木　輝久
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４号
静岡県浜松市天竜区緑恵台552番地の32
債務者　河野恵美子
１　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
静岡県磐田市一言763番地４、前住所静岡県磐田市東名７番地１
債務者　佐々木勇弐郎こと　ササキ　ユウジロウ
１　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎62番地の15
債務者　光武　量三
１　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係